

福岡地方裁判所委員会（第21回）議事概要

1 開催日時

平成21年3月16日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 場所

福岡地方裁判所第2評議室

3 出席者

（委員）

仲家暢彦委員長，藤井亮子副委員長

上野茂伸委員，畔柳章裕委員，佐木隆三委員，作間功委員，新開玉子委員，鈴木浩美委員，福島恵子委員，藤岡隆士委員，船木誠一郎委員，山本裕子委員（五十音順）

（福岡地方裁判所）

中島慶人事務局長，大重敏弘刑事首席書記官，吉岡誠裁判員調整官

（福岡簡易裁判所）

本田稔首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

江頭誠総務課長，惠本学総務課専門官

4 配布資料の説明

(1) 今回の議題「当合同庁舎の新館（裁判員裁判関連施設）について」に関する資料

ア 施設案内のための資料

イ 裁判員候補者向けの庁舎内の案内表示計画（サイン計画）の案

(2) 今回の議題「裁判員制度広報の在り方について」に関する資料

ア 裁判員候補者から返送された調査票における回答状況等の紹介する資料

イ 当庁における裁判員の辞退事由に関するアンケート調査分析結果の概要を紹介する資料

(3) 福岡地裁広報誌 210号

- 5 議事（委員長，副委員長，学識経験者委員，法曹委員，裁判所）
（委員会開催前に裁判員候補者として裁判員候補者待合室に辿り着くまでを模擬体験）

委員会の集合場所を裁判員候補者待合室として，各委員が裁判員候補者として裁判員候補者待合室に辿り着くまでを模擬体験した。

模擬体験に当たっては，事前に，各委員には模擬体験用の裁判員選任手続き期日のお知らせ（呼出状），裁判員候補者待合室までの庁舎内案内図を送付し，庁舎内には裁判員候補者向けの庁舎内の案内表示計画（案）のとおり案内表示をした。

(1) 当合同庁舎の新館（裁判員裁判関連施設）について

ア 新館の施設案内

裁判員候補者待合室，2号質問手続室，1号法廷及び第2評議室を案内し，裁判員裁判における手続の大まかな流れを説明しながら各施設の特徴等を説明した。

イ 裁判員候補者向けの庁舎内の案内表示計画（案）の説明

吉岡裁判員調整官が，裁判員候補者向けの庁舎内の案内計画（案）の概要，計画の検討に際して配慮した点などを説明した。

ウ 意見交換

本館の正面玄関から庁舎に入った。新館へ行くべきところ，迷うことなく別館へ行ってしまった。

裁判員候補者待合室のある新館2階までの案内経路について，本館1階中央ホールから2階へ上がってから，新館へ案内するようになっていたが，本館1階中央ホールから2階へは上がらずに本館1階の法廷前を通過して新館へ行くこともできるようだった。本館1階の法廷前を通らないように，敢えてそのような経路にしてあるのか。

そのとおりである。本館1階の法廷前は時間帯によってはかなり混雑す

ることから、敢えて本館2階へ上がってから新館へ案内する経路を考えている。

本館の2階へ上がってから新館へ案内するか、本館1階の法廷前を通過して新館へ案内するかのどちらかに統一するというのであれば、新館にはエレベーターが設置されていないこと、本館の法廷前を通り過ぎて新館に入る手前に設置されているエレベーターは位置がわかりにくいことからすると、本館の2階へ上がってから新館へ案内する方がよい。

新館ではなく別館へ行ってしまった。

建物の名称について、中央に本館があるほか、「別館」と「新館」という名称となっているが、「南館」と「西館」とする方がよいのではないか。また、法廷の名称については、本館の法廷は1階が101号、102号...と、3階が301号、302号...などとなっている一方で、新館の法廷は1号、2号...となっており、平仄が合っていないことから混乱しがちなので、検討願いたい。

建物の名称については、検討段階では御提案のあったような方位を基準とする意見もあったが、来庁者にとってはむしろ方位はわかりにくいだらうと考え、その他様々な検討を加えた結果、現在の名称になった。法廷の名称については、新館の法廷は1階にしかないことから、そのような名称としたところである。

建物の名称の付け方よりも案内表示がしっかりしているかどうか重要である。

本館2階中央ホールから新館までは距離があったことから、途中で経路を間違えてないかどうか少し不安になった。

模擬体験用の裁判員候補者待合室までの庁舎内案内図は庁舎2階を案内するものであるところ、その旨の記載はあるものの、わかりにくかった。

模擬体験用の裁判員候補者待合室までの庁舎内案内図を見ても、庁舎内をイメージできなかった。表現しようとしている場所が部屋と階段のどち

らを指しているのかも一目ではわからなかった。もう少し写実的なものにしてみてはどうか。また、エレベーターは、「EV」ではなく「エレベーター」と表現すべきだろう。

御指摘のとおりである。参考にさせていただきたい。

新館の廊下は狭く感じた。

新館の廊下は、当初予定していたレイアウトを変更し、来庁者が座れるように長椅子を置くことにした。

評議室内での裁判員と裁判官との配席は決めているのか。

配席については、法規上の定めはなく、各裁判体が決めることになる。私は、裁判官は固まらずに裁判員の間に入る座り方がよいと思っている。

裁判員候補者待合室での施設案内の中で、裁判員候補者を名前ではなく番号で呼ぶという説明がされたが、その理由は何か。

また、裁判所に来庁したことの証明を希望者には発行するとの説明であったが、本来は全員に準備すべきではないのか。

裁判員候補者を番号で呼ぶ理由は、候補者のプライバシーに配慮してのことである。候補者を呼ばなければならない場面は避けられず、その際は番号で呼ぶのが最も適当であろうと考えているが、番号で呼ぶとしても、番号で呼ばせていただく旨を事前に説明することを検討する。

裁判所に来庁したことの証明については、全般的に検討中である。証明には用務の終了時刻を記載しなければならないことから、用務の終了後でないと発行できないため、場合によっては待っていただくことになる。証明を発行するタイミングも含めて検討中である。

裁判員選任手続の結果裁判員に選ばれなかった候補者に対して、裁判傍聴を案内するなどの配慮はされるのか。

何らかの配慮はすることになるだろう。他の傍聴希望者に優先して傍聴したいといった希望が出されるだろうが、どこまで配慮できるかは検討中である。

裁判員候補者を呼ぶ人数は、1件につき何人程度か。

事件の内容や審理期間等にもよるが、通常50人から100人程度を見込んでいる。

施設案内の際の説明では、裁判員選任手続を午前中に終え、午後から法廷での審理に入るイメージであったが、それだけの人数を呼ぶのであれば、選任手続を午前中に終えられないのではないか。

裁判員候補者の待ち時間ができる限り短くなるよう、複数の裁判員候補者へ同時に質問するなど質問の仕方を工夫することを考えている。

裁判員が評議の進行を妨害し、裁判長から注意を受けても妨害行為を止めないようなときはどうするのか。

脅したりするようなことがあれば、裁判員の選任決定を取り消すこともある。そのような事態にまでは至らないということであれば、裁判長の力量が試されることになるだろう。

(2) 裁判員制度広報の在り方について

中島事務局長が、裁判員制度を巡るトピックとして裁判員候補者から返送された調査票における回答状況等、当庁における裁判員の辞退事由に関するアンケート調査分析結果の概要を紹介するとともに、当庁における裁判員制度の広報を含む制度の施行に向けた準備の状況について説明した。

(3) 前回の委員会における裁判所の受付窓口に関する意見への対応について

中島事務局長が、前回の委員会において裁判所の受付窓口に関して委員から寄せられた意見への対応について、次のとおり説明した。

庁舎本館1階の案内窓口については、本館1階の正面玄関付近に案内窓口の位置を案内する表示を設けるとともに、案内窓口にはその役割を示す表示を掲げた。

各部署の相談窓口におけるプライバシー確保については、これまで仕切板を設置していなかった福岡地裁の破産再生係及び保全係、福岡簡裁の民事訟廷事務室の各受付に仕切板を設置したほか、管内の数庁にも同様の仕切板を

整備した。

(4) 次回委員会（第22回）の予定

ア 次回の議題

意見交換の結果，次回委員会の議題は次のとおりとなった。

日本司法支援センターの活動状況について

イ 日時

平成21年7月13日（月）午後1時30分